

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7年 2月 10日

申請者 氏名又は名称 フリガナ ダイイチカンキョウカフシキガイシャ 第一環境株式会社
 住所 東京都港区赤坂二丁目2番12号
 代表者氏名 フリガナ 代表取締役社長 タマキ コウイチ 玉木 孝一
 電話番号 03-6277-7750
 FAX番号 03-6277-7753
 メールアドレス dk-kansai@daiichikankyo.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 10 日

申請者 氏名又は名称 第一環境株式会社
住 所 東京都港区赤坂二丁目2番12号
代表者氏名 代表取締役社長 玉木 孝一

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ名 氏 名	フリガナ名 氏 名
代表取締役会長 岡地 雄一 <small>オカチ ヌウイチ</small>	取締役 川俣 幸夫 <small>カワマタ ニキオ</small>
代表取締役社長 玉木 孝一 <small>タマキ コウイチ</small>	取締役 千葉 直利 <small>チバ ナオシ</small>
専務取締役 亀井 聡 <small>カメイ サトシ</small>	取締役 大塚 隆之 <small>オオツカ タカユキ</small>
取締役 佐々木 亮 <small>ササキ リョウ</small>	取締役 時田 章太郎 <small>トキダ ショウタロウ</small>
取締役 阿部 護 <small>アベ マホル</small>	監査役 柳沢 啓一 <small>ヤマガサワ ケイチ</small>
取締役 根岸 弘行 <small>ネギシ ヒロユキ</small>	監査役 平田 幸一郎 <small>ヒラタ コウイチロウ</small>
	監査役 勘舎 美佳子 <small>カンジャ ミカコ</small>
事業の範囲	上水道の設計施行と保守管理業務 給水装置工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	第一環境株式会社関西支店
上記事業所の所在地	郵便番号 532-0011 住所 大阪市淀川区西中島6丁目8番8号 電話番号 06-6390-2411 F AX番号 06-6390-2491 メールアドレス dk-kansai@daiichikankyo.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
・ ニッタ カオル 新田 馨	・ 第 227383 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

令和 7年 2月 10日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管切断用器具	金切りのこ	フレーム製 フレーム227	2	
管加工用器具	やすり	ヤマグチ製 中目平250	2	
接合用器具	パイプ 手動ねじ切り	レッキス製 リード型2R31102R3	1	
	トーチランプ	アサダ製 ターボファイア HT168	1	
水圧試験器具	パイプレンチ	MCC製 350 PW-A L35	2	
	手動テストポンプ	キョウワ製 T-50 KP	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 7年 2月 10日

申請者

氏名又は名称

第一環境株式会社

住 所

東京都港区赤坂二丁目2番12号

代表者氏名

代表取締役社長 玉木 孝一

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

東京都港区赤坂二丁目2番12号
第一環境株式会社

会社法人等番号	0104-01-092221
商号	第一環境株式会社
本店	東京都港区赤坂二丁目2番12号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	昭和50年11月12日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方公共団体等の委託による公共料金徴収代行業務 2. コンピュータによる計算センターの運営 3. コンピュータの販売及び保守に関する業務 4. コンピュータシステムの企画、開発、販売及び保守に関する業務 5. 地下埋設物の調査並びに漏水調査 6. 前号の調査用機器の製造、販売及び保守管理業務 7. 労働者派遣事業 8. 民間資金の導入等の民間活力の導入による水道事業の効率化と再構築に係わる調査研究業務の受託並びにコンサルタント業務 9. 浄化槽の設計施工及び製作販売と保守管理業務 10. 上下水道施設・し尿処理施設・水処理装置の設計施工と保守管理業務 11. 空気環境調和・給排水衛生・電気等各設備の設計施工と保守管理業務 12. 貯水槽及び配管設備の清掃と管更生工事の請負 13. 産業廃棄物の収集、運搬、処理及び再生に関する業務 14. 土木・造園・外構工事及び散水施設の設計施工と保守管理業務 15. スポーツ施設全般の企画及び設計施工と運営管理業務 16. 環境に係わる調査研究の受託並びに水質関係の公害防止機器の設計施工及び製作と販売に関する業務 17. 微生物を利用した生ごみ分解処理機械器具の製造及び販売に関する業務 18. 不動産の調査・売買・仲介・賃貸・管理業務 19. ビル・住宅及び工業団地の総合管理 20. 建築並びに土木建築工事の請負・設計・施工・監理 21. 水産物の養殖施設の設計施工と保守管理業務 22. 損害保険代理業並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険募集に関する業務 23. 有価証券の保有及び運用に関する業務 24. 前各号に付帯する一切の業務
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方公共団体等の委託による公共料金徴収代行業務 2. 管路維持管理・給水装置・排水設備に関する業務 3. 上下水道施設運転・保守・維持管理に関する業務 4. コンピュータによる計算センターの運営 5. コンピュータの販売、賃貸借及び保守に関する業務

	<p>6. コンピュータシステムの企画、開発、販売及び保守に関する業務 7. 地下埋設物の調査並びに漏水調査 8. 前号の調査用機器の製造、販売及び保守管理業務 9. 労働者派遣事業 10. 民間資金の導入等の民間活力の導入による水道事業の効率化と再構築に係わる調査研究業務の受託並びにコンサルタント業務 11. 貯水槽及び配管設備の清掃と保守・維持管理に関する業務 12. 有価証券の保有及び運用に関する業務 13. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p style="text-align: right;">令和 6年 6月27日変更 令和 6年 7月 1日登記</p>	
発行可能株式総数	84万株	
	840株	<p>令和 4年 7月 6日変更 令和 4年 7月11日登記</p>
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 21万株	
	発行済株式の総数 209株	<p>令和 4年 7月 6日変更 令和 4年 7月11日登記</p>
資本金の額	金1億円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店	
役員に関する事項	取締役 柳 沢 啓 一	令和 3年 6月29日重任
		令和 3年 6月30日登記
		令和 4年 6月29日退任
		令和 4年 7月11日登記

	取締役	<u>千葉直利</u>	令和3年6月29日重任
			令和3年6月30日登記
	取締役	<u>千葉直利</u>	令和4年6月29日重任
			令和4年7月11日登記
	取締役	<u>千葉直利</u>	令和5年6月29日重任
			令和5年7月3日登記
	取締役	<u>千葉直利</u> ✓	令和6年6月27日重任
			令和6年7月1日登記
	取締役	<u>三ツ木宏</u>	令和3年6月29日重任
			令和3年6月30日登記
			令和4年6月29日退任
			令和4年7月11日登記
取締役	<u>岡地雄一</u>	令和3年6月29日重任	
		令和3年6月30日登記	
取締役	<u>岡地雄一</u>	令和4年6月29日重任	
		令和4年7月11日登記	
取締役	<u>岡地雄一</u>	令和5年6月29日重任	
		令和5年7月3日登記	
取締役	<u>岡地雄一</u> ✓	令和6年6月27日重任	
		令和6年7月1日登記	
取締役	<u>宮井就平</u>	令和3年6月29日重任	
		令和3年6月30日登記	
取締役	<u>宮井就平</u>	令和4年6月29日重任	
		令和4年7月11日登記	
		令和5年6月29日退任	
		令和5年7月3日登記	

	取締役	<u>佐々木亮</u>	令和3年6月29日重任
			令和3年6月30日登記
	取締役	<u>佐々木亮</u>	令和4年6月29日重任
			令和4年7月11日登記
	取締役	<u>佐々木亮</u>	令和5年6月29日重任
			令和5年7月3日登記
	取締役	<u>佐々木亮</u> ✓	令和6年6月27日重任
			令和6年7月1日登記
	取締役	<u>玉木孝一</u>	令和3年6月29日就任
			令和3年6月30日登記
	取締役	<u>玉木孝一</u>	令和4年6月29日重任
			令和4年7月11日登記
取締役	<u>玉木孝一</u>	令和5年6月29日重任	
		令和5年7月3日登記	
取締役	<u>玉木孝一</u>	令和6年6月27日重任	
		令和6年7月1日登記	
取締役	<u>亀井聡</u>	令和4年6月29日就任	
		令和4年7月11日登記	
取締役	<u>亀井聡</u>	令和5年6月29日重任	
		令和5年7月3日登記	
取締役	<u>亀井聡</u> ✓	令和6年6月27日重任	
		令和6年7月1日登記	

	取締役	<u>阿部護</u>	令和4年6月29日就任
			令和4年7月11日登記
	取締役	<u>阿部護</u>	令和5年6月29日重任
			令和5年7月3日登記
	取締役	<u>阿部護</u>	令和6年6月27日重任
			令和6年7月1日登記
	取締役	<u>大塚隆之</u>	令和4年6月29日就任
			令和4年7月11日登記
	取締役	<u>大塚隆之</u>	令和5年6月29日重任
			令和5年7月3日登記
	取締役	<u>大塚隆之</u>	令和6年6月27日重任
			令和6年7月1日登記
	取締役	<u>根岸弘行</u>	令和5年6月29日就任
			令和5年7月3日登記
	取締役	<u>根岸弘行</u>	令和6年6月27日重任
			令和6年7月1日登記
	取締役	<u>川俣幸夫</u>	令和5年6月29日就任
			令和5年7月3日登記
	取締役	<u>川俣幸夫</u>	令和6年6月27日重任
			令和6年7月1日登記
	取締役	<u>時田章太郎</u>	令和6年12月26日就任
			令和7年1月6日登記

	神奈川県川崎市中原区小杉御殿町二丁目47番地6小杉御殿団地4-208 代表取締役 <u>岡地 雄一</u>	令和 3年 6月29日重任 令和 3年 6月30日登記
	神奈川県川崎市中原区小杉御殿町二丁目47番地6小杉御殿団地4-208 代表取締役 <u>岡地 雄一</u>	令和 4年 6月29日重任 令和 4年 7月11日登記
	神奈川県川崎市中原区小杉御殿町二丁目47番地6小杉御殿団地4-208 代表取締役 <u>岡地 雄一</u>	令和 5年 6月29日重任 令和 5年 7月 3日登記
	神奈川県川崎市中原区小杉御殿町二丁目47番地6小杉御殿団地4-208 代表取締役 <u>岡地 雄一</u>	令和 6年 6月27日重任 令和 6年 7月 1日登記
	千葉県船橋市習志野台一丁目22番1-413号 代表取締役 <u>玉木 孝一</u>	令和 5年 6月29日就任 令和 5年 7月 3日登記
	千葉県船橋市習志野台一丁目22番1-413号 代表取締役 <u>玉木 孝一</u>	令和 6年 6月27日重任 令和 6年 7月 1日登記
	監査役 <u>平田 幸一郎</u>	令和 3年 6月29日重任 令和 3年 6月30日登記
	監査役 <u>勘 舎 美 佳 子</u>	令和 3年 6月29日重任 令和 3年 6月30日登記
	監査役 <u>亀 井 聡</u>	平成31年 3月28日就任 平成31年 4月 1日登記 令和 4年 6月29日退任 令和 4年 7月11日登記
	監査役 <u>柳 沢 啓 一</u>	令和 4年 6月29日就任 令和 4年 7月11日登記
	取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度と

	して免除することができる。	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任限定契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任限定契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">令和 1年 6月27日変更 令和 1年 6月28日登記</p>	
支 店	1 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目31番10号	平成25年 4月 1日移転 ----- 平成25年 4月 2日登記
	2 岡山県岡山市北区下石井二丁目3番8号	平成29年 1月 1日移転 ----- 平成29年 1月 4日登記
	3 大阪府大阪市淀川区西中島六丁目8番8号	平成24年 6月15日移転 ----- 平成24年 6月18日登記
	4 千葉県佐倉市表町四丁目7番地1	
	5 福岡県福岡市中央区薬院四丁目3番5号	
	6 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目6番1号	平成25年 4月 1日移転 ----- 平成25年 4月 2日登記
	7 <u>北海道北広島市中央三丁目7番地8</u>	令和 1年10月 1日移転 ----- 令和 1年10月 1日登記
	北海道札幌市西区琴似三条二丁目1番13号	令和 6年 7月 1日移転 ----- 令和 6年 7月 1日登記
	10 広島県広島市安佐南区古市一丁目34番9号	令和 3年 4月 1日設置 ----- 令和 3年 4月 1日登記
	11 香川県高松市番町二丁目17番15号	令和 5年 4月 1日設置 ----- 令和 5年 4月 3日登記

東京都港区赤坂二丁目2番12号
第一環境株式会社

	12 兵庫県神戸市兵庫区下沢通三丁目4番25号	令和 5年12月13日設置 令和 5年12月13日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する 事項	平成23年2月7日東京都中央区日本橋人形町三丁目3番6号から本店移転 平成23年 2月 7日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(東京法務局港出張所管轄)

令和 7年 1月28日

東京法務局港出張所
登記官

田 家 重 信



第一環境株式会社 定款

平成 3 年 10 月 1 日	作成 公証人認証 会社成立
平成 3 年 11 月 29 日	改定(営業年度)
平成 3 年 12 月 18 日	改定(目的)
平成 5 年 6 月 25 日	改定(目的地)
平成 6 年 3 月 25 日	改定(本店住所)
平成 6 年 6 月 27 日	改定(監査役の任期)
平成 7 年 6 月 23 日	改定(議長他)
平成 8 年 6 月 20 日	改定(目的)
平成 12 年 6 月 23 日	改定(本店所在地)
平成 13 年 6 月 20 日	改定(目的)
平成 14 年 6 月 20 日	改定(目的・本店所在地)
平成 15 年 6 月 27 日	改定(監査役の任期他)
平成 17 年 1 月 1 日	改定(株券不発行・会長)
平成 18 年 6 月 27 日	改定(会社法施行に伴い総則他全項目)
平成 20 年 6 月 27 日	改定(株主権利行使)
平成 20 年 10 月 31 日	改定(基準日・事業年度・期末配当金)
平成 22 年 3 月 26 日	改定(取締役員数、社外取締役・社外監査役責任限定)
平成 22 年 11 月 30 日	改定(本店の所在地)
平成 30 年 3 月 29 日	取締役の任期
平成 31 年 3 月 28 日	改定(基準日・事業年度・期末配当金)
令和 元年 6 月 27 日	取締役の責任免除、監査役の責任免除
令和 4 年 7 月 6 日	改定(発行可能株式総数)
令和 5 年 6 月 29 日	改定(取締役会の招集権者および議長)
令和 6 年 6 月 27 日	改定(目的)
令和 6 年 12 月 26 日	改定(取締役の員数)

定 款

第1章 総 則

[商号]

第1条 当社は、第一環境株式会社と称し、英文ではDK Corporationと表示する。

[目的]

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 地方公共団体等の委託による公共料金徴収代行業務
2. 管路維持管理・給水装置・排水設備に関する業務
3. 上下水道施設運転・保守・維持管理に関する業務
4. コンピュータによる計算センターの運営
5. コンピュータの販売、賃貸借及び保守に関する業務
6. コンピュータシステムの企画、開発、販売及び保守に関する業務
7. 地下埋設物の調査並びに漏水調査
8. 前号の調査用機器の製造、販売及び保守管理業務
9. 労働者派遣事業
10. 民間資金の導入等の民間活力の導入による水道事業の効率化と再構築に係わる調査研究業務の受託並びにコンサルタント業務
11. 貯水槽及び配管設備の清掃と保守・維持管理に関する業務
12. 有価証券の保有及び運用に関する業務
13. 前各号に付帯関連する一切の事業

[本店の所在地]

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

[公告の方法]

第4条 当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株 式

[発行可能株式総数]

第5条 当社の発行可能株式総数は、840株とする。

[株式の記名式及び株券の種類]

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

[株式の譲渡制限]

第7条 当会社株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

[相続人等に対する売渡しの請求]

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売渡すことを請求することができる。

[株主名簿管理人]

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱い場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3. 当会社の株主名簿、および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱い場所に備え置き、株主名簿、および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株式名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

[株式取扱い規則]

第10条 当会社の株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、株主提案権その他の株主権の行使手続き、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱い規則による。

[基準日]

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするができる。

第3章 株 主 総 会

[招集]

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

[招集権者および議長]

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役

会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

[議決権の代理行使]

第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主一名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

[決議の方法]

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

[議事録]

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第 4 章 取締役、取締役会、代表取締役

[取締役会の設置]

第 17 条 当社は取締役会を置く。

[取締役の員数]

第 18 条 当社の、取締役は 10 名以内とする。

[取締役の選任]

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

[取締役の任期]

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

[代表取締役および役付取締役]

第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

[取締役会の招集権者および議長]

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長になる。

[取締役会の招集通知]

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 7 日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

[取締役会の決議の方法]

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

[取締役会の決議の省略]

第 25 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

[取締役会の議事録]

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

[取締役会規則]

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

[取締役の報酬等]

第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

[取締役の責任免除]

第 29 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役

[監査役の設置]

第 30 条 当社は監査役を置く。

[監査役の員数]

第 31 条 当社の監査役は、3 名以内とする。

[監査役の選任]

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

[監査役の任期]

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

[監査役の報酬等]

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

[監査役の責任免除]

第 35 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

[事業年度]

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの年 1 期とする。

[期末配当金]

- 第 37 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下期末配当金という。）を支払う。
2. 期末配当金はその支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。
 3. 未払いの期末配当金には利息をつけない。

原本と相違ないことを証明します。

令和 7 年 1 月 28 日

東京都港区赤坂二丁目 2 番 12 号
第一環境株式会社
代表取締役 玉木 孝一



第二二七三八三号

給装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

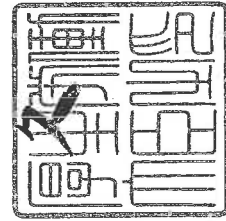
氏名 新田 馨

昭和四十八年二月二十日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給装置工事主任
技術者免状を交付する。

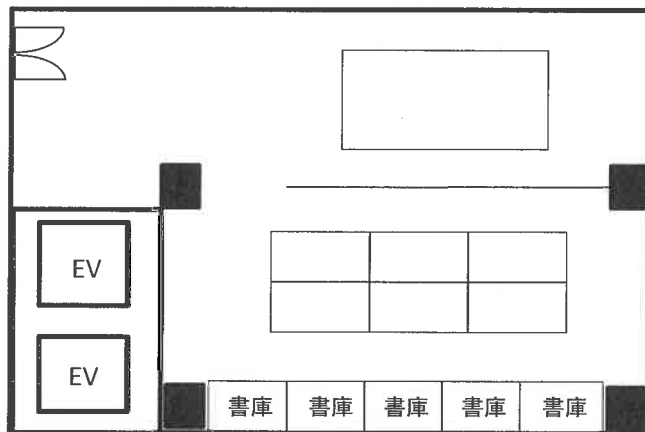
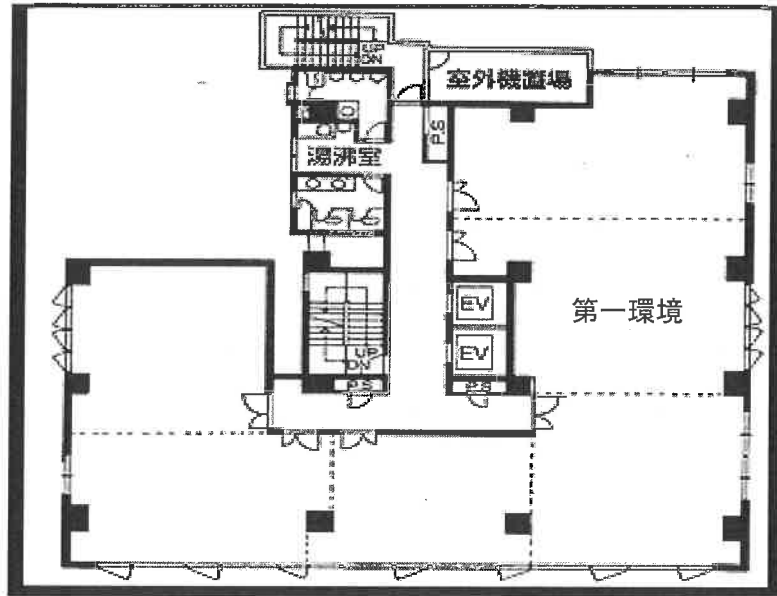
平成十七年二月十四日

厚生労働大臣 尾辻 秀



第一環境株式会社関西支店





事業所の写真（外観・室内）



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7年 2 月 10 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ダイイチカンキョウカブシキガイシャ 第一環境株式会社
 住所 東京都港区赤坂二丁目2番12号
フリガナ 代表者氏名 代表取締役社長 タマキ コウイチ 玉木 孝一
 電話番号 03-6277-7750
 FAX番号 03-6277-7753
 メールアドレス dk-kansai@daiichikankyo.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 7年 2月 10日

届出者

氏名又は名称 第一環境株式会社
住 所 東京都港区赤坂二丁目2番12号
代表者氏名 代表取締役社長 玉木 孝一

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	第一環境株式会社関西支店	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
新田 馨	第 227383 号	1

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二二七三三八二号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 新田 馨

昭和四十八年二月二十日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十七年二月十四日

厚生労働大臣 尾辻 秀

